

議 事 概 要

会 議 の 名 称	令和6年度第1回弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会	
開 催 年 月 日	令和6年12月9日（月）	
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時から午後3時40分まで	
開 催 場 所	弘前市民会館2階 第1小会議室	
議 長 等 の 氏 名	弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会会長	今井 二三夫
出 席 者	中部仲町町会長 西部仲町町会長 中部仲町町会 西部仲町町会副会長 弘前大学人文社会科学部教授 東北工業大学建築学部准教授 弘前市観光部長 弘前市建設部長 弘前市都市整備部長	黒瀧 儀之 北畠 昌夫 日景 敏子 廣谷 滋 関根 達人 中村 琢巳 神 雅昭 木村 和彦 小山内 孝紀
欠 席 者	なし	
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育長 教育部長 文化財課長 文化財課課長補佐 文化財課文化財保護係長 文化財課文化財保護係総括主査 文化財課文化財保護係総括主査	吉田 健 成田 正彦 石岡 博之 小石川 透 高木 一誠 神 秀憲 一戸 修
会 議 資 料 の 名 称	資料1：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画について 資料2：仲町整備事業について 参考資料：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区防災計画	
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、	1. 開会 2. 委嘱状及び辞令交付 教育長より委員へ交付。	

審議経過、
結論等)

3. 組織会

会長に今井委員、副会長に中村委員を選出。

4. 審議会会長あいさつ

5. 会議 議長：今井会長

議題①：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区令和5年度事業実績
及び令和6年度事業計画について

事務局より説明。質疑、意見等は以下のとおり。

中村委員

サワラ生垣新設について、伝建地区内で住宅を新築する時に補助制度があることを紹介しているか確認したい。住宅と生垣がセットで建てられるよう、上手く誘導していただきたい。

→【事務局】伝建地区内での現状変更の協議の時に、生垣の新設などに対する補助制度を紹介している。

木村委員（建設部長）

生垣は、サワラでなければならないのか、例えばオンコのように比較的手入れが少なく済むものにすれば、所有者にとっても良いのではと思う。また、インバウンドについて、国別の内訳をお知らせいただきたい。

①サワラ生垣について

→【事務局】サワラは、藩政期に藩が生垣に使用することを奨励し、今も伝統的に継続していることから限定している。

→【今井会長】

地区内の生垣で、サワラ以外は食用の実がなるものを使っている。我が家も昔は、道路はサワラ、道路から住宅へ入る通路のところには、オンコ、クコといった実のなる木を植えた。心情的に仲町は、助成等を出しながらサワラを推奨することが一般的と思う。

→【中村委員】

文化財としての屋敷構えであるから、伝統的な樹種や位置関係を重視している。

②インバウンドについて

→【事務局】国別の詳細な資料は持ち合わせていないが、最近ではヨーロッパやアメリカ、中国、台湾の方が多い。

→【今井会長】武家住宅を指定管理している保存会として事務局に代わり報告すると、夏場は月ごとに大体 32 か国から 40 か国くらいから、秋を過ぎると大体 20 か国くらいの方々が訪問している。内訳としてアメリカ、イギリス、フランス、ドイツの方が多い。2年ほど前までは、中国、韓国が目立っていたが、今は中国からの入り込みが少ない。逆に、台湾、香港、シンガポールといった東及び東南アジアの方や、イスラエル、シリアのような中東の方が来ている。

黒瀧委員

町会長として町内の住民から、サワラ生垣のせん定の補助金は大変ありがたいが、修理について、シルバー人材センターに依頼すると修理はやってないと言われたため、造園業者に見積もってもらおうと 100 万円ぐらいかかるという話を聞いた。町内は高齢化が進んでおり、補助金には上限がある。サワラを維持していかなければならないことはわかるが、金銭のことを考えると難しいという話も聞こえている。

→【今井会長】今後、見直しの時期になったら教育委員会で検討し、案を示してほしい。

議題②：仲町整備事業について

事務局より説明。質疑、意見等は以下のとおり。

今井会長

今回は草案を決定する、かなり前の段階のようである。初めて説明されて意見をとんでもないと言われても難しいだろうから、次の審議会に具体的な意見、要望を伺うということで良いか。また、来年実施設計を行うとなれば、いつまでに意見や要望を受けられるか。

→【事務局】内容が決まるまで相当な時間がかかると思われ、実施設計は来年度の後半からになると想定している。次の審議会は、来年 3 月までに開催したいと考えている。

中村委員

平川家は大きい建物ではないため、何でもできるわけではないと考えた時、平川家を含め 5 棟の公開武家住宅を、どのように、

それぞれの価値を見せながら機能を分担させるか、今でも庭を見せる、イベント会場、展示会場にすることで4棟が上手く分担していると思うので、平川家のことを考えるにあたり、例えば笹森家で宿泊、民泊できるのではないかとというように、同時並行で考え、その中で平川家でなければできないことは何なのかを考え、二重的な役割にならないようにすることが良いと思う。

関根委員

質問が1件、意見が1件ある。まず質問は、資料2の概要の「旧弘前藩諸士住宅（重要文化財）」という表記よくわからないため、説明いただきたい。もう一つの意見は、平川家住宅は市の指定文化財になっているため、文化財審議委員会の方にも諮らなければならない。基本的に文化財を毀損するようなことはできないため、無理しないで、できないところは別棟に持たせたら良い。

①旧弘前藩諸士住宅（重要文化財）

→【事務局】旧弘前藩諸士住宅（重要文化財）は、旧笹森家住宅を指す。

②平川家住宅について

→【事務局】平川家住宅について、次回の文化財審議委員会に諮りたい。中村委員の意見のとおり、既存の公開武家住宅との機能分担も含め、持たせる機能を考えていくことになるが、まずは文化財としての復原を目指したいと考えている。

神委員（観光部長）

観光の面では4棟は整備済みのため、平川家住宅は新たに復原するところを一旦見せたうえでガイドンス機能を持たせる案もあるし、ホテルのフロントを設け、将来、他の4棟も泊まれるような方向性を見せるということもある。地元の理解がなければ用途地域の規制を緩和することはできない。どのような懸案事項があるのか、文化財課と観光課と都市計画課で勉強会を行い、どこまでの方向付けが可能かを探れればと思っている。当市では分散型ホテル構想事業を進めていて、整備に対しては文化庁の補助メニューだけではなく観光庁の補助メニューもあるので勉強させていただきたい。

→【事務局】分散型ホテル構想は、文化財の維持に莫大な費用がかかり、どのように捻出するかが課題になっていることが要因となっている。平川家住宅については、建物の価値をしっかりと守ることはもちろんだが、多くの維持費がかかる。また地区内は空き家も増えていて、ちょっと雰囲気の良い建物が空き家で活用でき

ないという中で、空き家の課題を克服しながら維持費をどう捻出するかを検討している。文化財の公開の仕方も今後検討する必要があると考えている。今後審議会へ提案して意見をいただき、良い形で次の世代に残せることを示していく必要があると思っている。

→【関根委員】平川家は文化財指定しているため、雰囲気の良い空き家のあるという話があったが、それを宿泊施設にする、或いは登録文化財を宿泊施設に活用する方が良いと思う。

→【今井会長】保存地区に来た方にアンケートをとっている。回答の1、2割は、なぜ無料かという意見が出ている。平川家住宅を建てるこれからは、有料化を考えるよい機会ではないか。

→【北島委員】空き家もあるが、空き地も結構ある。一方通行の道路の除雪を考えると、雪の集積所があったらよいと思う。

→【木村委員（建設部長）】空き家の活用補助制度がある。雪については消流雪溝を利用してほしい。

小山内委員（都市計画部長）

神委員から用途地域の話があったが、伝建地区は、どちらかといえば地域の方々の生活環境を維持するようなものになっているため、生活以外の用途に使用することは難しい。ただ、伝建地区に住むうえでの規制のために地区外へ出る方がいるという話もあった。そのような中、宿泊施設や飲食のような地区に来る観光客や市民が楽しんで、ゆっくり過ごせる機能を設けることが地区のためになるのか、地域の方々と意見交換し、地区の性格を見直していくべきかどうか考え、その過程で公開武家住宅がうまく生かされる形になっていけばいいのではないかと考えている。

北島委員

用途地域の緩和でいろいろな建物が建てやすくなるかも知れないが、伝建地区内の本来持っている良さがなくなってしまうのではと心配している。

木村委員（建設部長）

検討事項にある建築基準法に従った大幅な改修とは何か。

重要文化財は建築基準法の適用除外で、そのまま復原できる。平川家住宅も適用除外でなければ、そのまま復原できない。来年4月から省エネが厳格化になり、住宅の断熱材の使用も決まるため、これに当てはまれば、このまま復原することができなくなるから適用除外でなければできないと思うが、どこまでの改修を考

えているのか。

→【事務局】今までは文化財として復原する場合、建築審査会の審査を経て緩和措置を受けられたが、使用形態によっては耐震性能や断熱性能を満たす必要がある。審査を通すために平川家住宅の内観や外観に影響を与える可能性がある。これを避けたいという意味で検討事項に入れている。どこまでの改修なら審査会を通せるか、建築指導課と相談しているが、当方でまだ入れ込む機能が確定していない部分があるため、部分的な相談だけになっている。

廣谷委員

原則は文化財の復原であるなら、集会機能や宿泊機能までは難しいと感じている。

日景委員

文化財は、そのまま復原する方が良い。宿泊施設となると断熱が必要で、このままでは泊まることは難しいと思う。

黒瀧委員

移築予定地に集会所があっても中部中町町会からは遠いとのことだったが、町会で旧伊東家を使ったことがあり、遠いということはない。

4. 閉会